

平成 31 年度の通達改正（関税法基本通達等の一部改正について（平成 31 年 3 月 30 日財関第 437 号）で、関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）の一部が改正された。

内容は 14—1 に「なお、上皇及び上皇后に関しては、それぞれ天皇及び皇太后の例による。」を加えるものだが、施行が平成 31 年 4 月 30 日となっている。

上皇になるのは退位後の 5 月 1 日だから 1 日フライングの気もしたがそれも断定できないようである。

まず法規定から検討する。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法

第二条 天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。

この施行の日は平成 31 年 4 月 30 日で 30 日限りというのは、30 日が終わる段階をいうから上皇になるのは 5 月 1 日となり、4 月 30 日には上皇は存在しないはずである。

さらに関税定率法第 14 条の免税規定は「天皇及び内廷にある皇族」だから上皇に適用できないのに通達でその例によるとしたのではないかと思った。

ところがよく見ると

天皇の退位等に関する皇室典範特例法

附 則

（上皇に関する他の法令の適用）

第四条 上皇に関しては、次に掲げる事項については、天皇の例による。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第三十四章の罪に係る告訴及び検察審査会法（昭和二十三年法律第四百十七号）の規定による検察審査員の職務
- 二 前号に掲げる事項のほか、皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）その他の政令で定める法令に定める事項
- 2 上皇に関しては、前項に規定する事項のほか、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）その他の政令で定める法令に定める事項については、皇族の例による。
- 3 上皇の御所は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号ホに掲げる施設とみなす。

（上皇后に関する他の法令の適用）

第五条 上皇后に関しては、次に掲げる事項については、皇太后の例による。

- 一 刑法第二編第三十四章の罪に係る告訴及び検察審査会法の規定による検察審査員の職務
- 二 前号に掲げる事項のほか、皇室経済法その他の政令で定める法令に定める事項

とあり更に

天皇の退位等に関する皇室典範特例法施行令

(上皇に関し天皇の例による法令に定める事項)

第二条 法附則第四条第一項第二号の政令で定める法令に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）に定める関税の免除
- 二 皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）に定める事項
- 三 皇室経済法施行法（昭和二十二年法律第百十三号）に定める事項
- 四 輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）に定める貨物の輸入の承認及び輸入割当てに関する事項

(上皇后に関し皇太后の例による法令に定める事項)

第四条 法附則第五条第二号の政令で定める法令に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 国事行為の臨時代行に関する法律（昭和三十九年法律第八十三号）に定める事項
- 二 第二条各号及び前条各号に掲げる事項

附 則

この政令は、法の施行の日（平成三十一年四月三十日）から施行する。

とあり関税定率法に定める関税の免除については、上皇は天皇の例により、上皇后に関し皇太后の例によることになるので通達の規定はごく正当でさてある。

もっともできれば

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項第 2 号及び第 5 条第 2 号並びに天皇の退位等に関する皇室典範特例法施行令（平成 30 年政令第 44 号）第 2 条第 1 号及び第 4 条第 2 号の規定により関税の免除については、上皇及び上皇后に関しては、それぞれ天皇及び皇太后の例によることになるので留意する

としたほうがより適切ではある。

さてこの施行令は、4 月 30 日施行となっているので、少なくとも施行令にあわせるということであれば 4 月 30 日で正しいことになる。

政令は法制局審査されており問題ないとの結論になる。